

2017年2月6日

## "ビットコイン"は市民権を得るのか?

## 公益財団法人 国際通貨研究所 経済調査部 主任研究員 志波和幸

本邦では利用者保護を目的とした改正資金決済法(通称"仮想通貨法")が今年6月4日までに施行されることを受け、一部メディアは今年を「仮想通貨元年」と名付けた。 最近では、日銀と ECB による仮想通貨技術の共同研究プロジェクトの本格着手や、本邦大手金融機関が今年中に独自の仮想通貨を発行する旨発表した等、その話題には事欠かない。

仮想通貨とは、各国が中央集権的に管理・発行している「法定通貨」と異なり、①国家や中央銀行による価値の保証がされておらず、②ネットワーク上で電子データとして、③分散して管理されている、ものを指す。2月5日現在確認出来るものだけで世界で約650種類あり、全体の時価総額は2兆円超に急伸している1。なかでも、その約85%を占めるビットコイン(Bitcoin)の普及が目覚ましい。



ビットコインの価格推移(米ドル建)

(出典: Reuter Datastream)

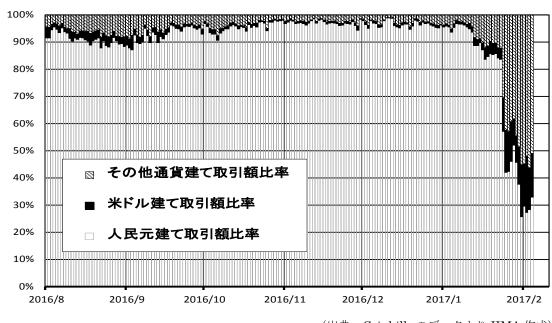
-

<sup>1 &</sup>lt;a href="http://coinmarketcap.com">http://coinmarketcap.com</a> ご参照

ビットコインは、ナカモトサトシと名乗る人物が 2008 年に発表した論文でその具体的な仕組みが紹介され、翌 2009 年に取引が開始された。法定通貨と比べ未だ価格変動が大きく投機的要素を含むが、その利便性の高さや送金手数料の安さ等から決済手段としての需要が高まっている。我が国でもビットコインで支払いできる店舗は既に 4,200店あるが、今年中には更にその 5 倍の 20,000 店に広がると予想されている。

また、ビットコインは、国家の信認が低下した時は「法定通貨」の代替物として交換・保存される機能も有している。実際、2013年3月のキプロス金融危機及び2015年6月のギリシャ債務危機時には、事前に自国通貨をビットコインに交換した上で、銀行預金からの出金制限がかかった後にビットコイン専用ATMでそれを自国通貨に再び戻す国民がいたことは記憶に新しい。

依然としてマネーロンダリング等の課題を解決する必要があるが、その利便性から世界中の人々の実生活に着実に浸透しているビットコインを端から否定するのではなく、その課題克服及び流布に努めるほうが世界経済にはメリットがあるはずである。しかし、最近では中国(人民元)が絡んだ取引が多数を占めているがため、同国の政治的・経済的要因で相場が大きく変動するという極めて歪んだ価格形成となっている。



通貨別のビットコイン取引額(日次、比率)

(出典: Coinhills のデータより IIMA 作成)

例えば、中国の中央銀行である中国人民銀行は、2013 年 12 月に金融機関に対しビットコインを使った金融サービスの禁止を通達し、通貨として流通させない考えを伝えたものの、上図の通り 2016 年 12 月まで人民元建て取引額はコンスタントに取引全体の 9 割を占めていた。そして、2017 年 1 月初旬に行われた中国人民銀行の各ビットコイン取引所への立ち入り検査や各取引所の取引制限措置(レバレッジ取引禁止、取引手数料徴収)に加え、中国が 1 月末から春節(旧正月)に入ったこともありその比率は約 3 割に急減。それとともにビットコイン価格(米ドル建)も 3 割程度急落したが、依然とし

てキープレーヤーとしての存在感を示している。実際、春節が終わるととともに中国人 投資家のビットコイン再購入の動きが徐々にある模様で、その価格は上昇し、2月2日 には約1カ月ぶりに1ビットコイン当り1,000米ドルの大台を回復している。

これらを鑑みると、冒頭の通り「仮想通貨元年」であると称しているが、現時点においてビットコインが投機的要素の強いものから「決済手段として既存の法定通貨と共存する新たな通貨」に完全に移行したとは言い難い。 寧ろ、ビットコインの取引の殆どが人民元建であるという事実は、益々取引の背景に極端な偏りが生まれていることを示唆している。

従って、真にビットコインが普及するためには、

- (1) ビットコイン取引の適切な慣行やプロセスを明示した世界共通ガイドライン (コード・オブ・コンダクト (社会的規範)) 等の策定で、その市場の健全性と円滑な機能促進が図られること。
- (2) 更なる市場成熟により、グローバルな需給に基づく取引価格が形成されること。 が必須であると考える。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。